

生活保護法指定介護機関の各種届出等について

要点	内容
○みなし指定制度のスタート	平成２６年７月以降、介護保険法の指定があった全ての事業所は、指定を不要とする申出がない限り、生活保護法の指定がみなされます。
○生活保護法の届出遵守	全ての指定介護機関（みなし指定の事業所も含む。）は事業の廃止や名称変更などがあったときは、介護保険法の届出とは別に生活保護法の届出が必要です。

（１）指定申請について

申請の対象者	○平成２６年６月３０日までに生活保護法の指定を受けなかった介護事業者及び保険医療機関・保険薬局 ○平成２６年７月１日以降に生活保護法のみなし指定を不要とする申出をした介護事業者及び保険医療機関・保険薬局
申請が必要な場合	○平成２６年６月３０日以前に介護保険法の指定を受けたサービスについて、初めて生活保護法の指定を受けようとするとき ○平成２６年７月１日以降に介護保険法の指定を受けたサービスについて、生活保護法のみなし指定を不要とする申出を行った後に、改めて指定を受けようとするとき
必要書類	○生活保護法指定介護機関指定申請書 ○生活保護法指定介護機関の欠格事由に該当しない旨の誓約書 ○介護保険法の指定通知書（写）もしくは健康保険法の指定通知書（写）
提出先	○千葉市保健福祉局保護課 ○所在地を管轄する千葉市各区保健福祉センター社会援護課 のいずれか
指定日	○原則：申請受理日の翌月１日 ○例外：月の２５日までに受理したものは、遡及して当月１日

（２）みなし指定を希望しない場合の申出書の提出について

申出の対象者	○平成２６年７月１日以降に介護保険法の新規指定申請を行う介護事業者 ○平成２６年７月１日以降に健康保険法の新規指定を受けた保険医療機関・保険薬局（＝介護保険法のみなし指定事業者）
申出が必要な場合	○平成２６年７月１日以降に介護保険法の指定を受けるサービスのうち、全部もしくは一部について生活保護法の指定を希望しないとき（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は申出不可）

必要書類	○生活保護法指定介護機関の指定を不要とする旨の申出書
申出方法	○千葉市介護保険担当課に介護保険法の指定申請を行う介護事業者 ・介護保険法の申請受理時に申請窓口より申出書を配布 ・介護保険法の指定予定日の前月末日までに申出書を提出 (例：4/1 指定予定日⇒3/31 提出期限)
	○健康保険法の新規指定のあった保険医療機関・保険薬局 ・千葉市保健福祉局保護課から対象の医療機関へ申出書を郵送 ・申出書が到着した月の25日までに申出書を提出
申出書提出先	○千葉市保健福祉局保護課
みなし指定を希望する場合	○申出書の提出は不要（提出書類は何もない） ○みなし指定日は介護保険法の指定日と同じ

（３）指定介護機関に指定された後の各種届出について

届出の対象者	○全ての指定介護機関 ※指定時期（法改正前後）や指定方法（申請指定／みなし指定）の違いを問わない。		
届出先	○千葉市保健福祉局保護課 ○所在地を管轄する千葉市各区保健福祉センター社会援護課 のいずれか		
届出が必要な場合		提出書類	届出時期
以下の事項が変わったとき ○事業所の名称 ○事業所（保険医療機関・保険薬局を除く）の所在地 ○事業所の管理者 ○事業所の管理者の住所や氏名 ○事業所の開設者の氏名（法人の場合は名称又は代表者） ○事業所の開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）		○届出事項変更届書 ※市内他区への移転に伴い、介護保険事業所番号が変わった場合に限り、新事業所番号が付番された際の通知書等（写）	届出事由発生から 10 日以内
○事業所を廃止したとき ○指定を受けているサービスの一部を廃止したとき ○事業所が千葉市外へ移転したとき ○事業所（保険医療機関・保険薬局に限る）が移転し、医療機関 コードが変わったとき		○廃止届書	

○事業所の開設者が交代したとき（※） （※1）個人開設者の交代 （※2）個人開設者⇄法人開設者 （※3）吸収合併や事業譲渡等により開設法人が別法人に変更	○廃止届書	届出事由発生から 10 日以内
○事業所を休止したとき	○休止届書	
○休止していた事業所を再開したとき	○再開届書	
○生活保護法以外の法律（介護保険法など）の処分を受けたとき	○処分届書	
○生活保護法の指定だけを辞退しようとするとき ※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設は、指定辞退不可。	○指定辞退届書	辞退予定日の 30 日以上前

（４）指定介護機関関係の各種様式について

「千葉市公式サイトトップページ」内の「保健福祉局保護課ホームページ」から、各種書類がダウンロードできるようになっています。